

日南町介護保険運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 日南町が行う介護保険の円滑かつ適正な運営及び推進を図るため、日南町介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画（以下「事業計画等」という。）の策定、進行管理、評価及び介護保険の運営に関すること。
- (2) 介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
- (3) 介護保険法第78条の2等の規定による地域密着型サービスの指定及び運営に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 運営協議会は、必要に応じて町長に建議を行うことができる。

(組織)

第3条 運営協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 介護サービス及び介護予防サービス事業者
- (5) 介護保険被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者）

(会長及び副会長)

第4条 運営協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。
- 3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、運営協議会の会議に、必要に応じ、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議録)

第8条 会長は、運営協議会会議録を調整し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

- 2 会議録には、議長及び議長が運営協議会の会議において指名した2人の委員が署名しなければならない。

(庶務)

第9条 運営協議会の庶務は、福祉保健課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年8月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に日南町介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会及び日南町地域包括支援センター運営協議会の委員である者は、引き続きこの要綱による委員の職にある者とし、その任期は、それぞれ既に委嘱した期間とする。

(日南町介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会設置要綱及び日南町地域包括支援センター運営協議会設置要綱の廃止)

- 3 日南町介護保険事業計画・老人保健福祉計画策定委員会設置要綱（平成11年1月12日要綱）及び日南町地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成18年要綱第2号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。